

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第36号

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を加え、「又は除雪のために必要な幅員」を「、除雪のために必要な幅員又は香芝市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第9号。以下「道路構造基準条例」という。）第43条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「香芝市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第9号。次項において「道路構造基準条例」という。）」を「道路構造基準条例」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造基準条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造基準条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご」を「籠」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。